

平成18年7月31日 開 会

平成18年7月31日 閉 会

平成18年第3回 山県市議会臨時会会議録

山 県 市 議 会

目 次

7月31日（月曜日）第1号

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	2
出席議員.....	3
欠席議員.....	3
説明のため出席した者の職氏名.....	4
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	4
開 会（午前10時00分）.....	5
日程第1 会議録署名議員の指名について.....	5
日程第2 会期の決定について.....	5
日程第3 報第8号から日程第8 議第92号まで.....	5
平野市長提案説明.....	6
日程第9 質 疑（報第8号から議第92号まで）.....	8
13番 寺町知正議員質疑.....	8
林総務部長答弁.....	8
13番 寺町知正議員質疑.....	9
林総務部長答弁.....	9
13番 寺町知正議員質疑.....	10
林総務部長答弁.....	10
休 憩（午前10時27分）.....	11
再 開（午前10時28分）.....	11
15番 中田静枝議員質疑.....	11
林総務部長答弁.....	11
15番 中田静枝議員質疑.....	11
林総務部長答弁.....	11
15番 中田静枝議員質疑.....	12
林総務部長答弁.....	12
19番 小森英明議員質疑.....	12
休 憩（午前10時33分）.....	12
再 開（午前10時33分）.....	12

林総務部長答弁.....	13
日程第10 討 論（議第89号から議第92号）.....	13
日程第11 採 決（議第89号から議第92号）.....	13
閉 会（午前10時37分）.....	14

山県市議会臨時会会議録

第1号 7月31日(月曜日)

-
- 議事日程 第3号 平成18年7月31日
- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報第8号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について
- 日程第4 報第9号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について
- 日程第5 議第89号 高富中学校プール改築工事請負契約の締結について
- 日程第6 議第90号 高富中学校運動場・総合運動場整備工事請負契約の締結について
- 日程第7 議第91号 山県市公共下水道事業枝線管渠第11工区工事請負契約の締結について
- 日程第8 議第92号 山県市公共下水道事業枝線管渠第12工区工事請負契約の締結について
- 日程第9 質 疑
- 報第8号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について
- 報第9号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について
- 議第89号 高富中学校プール改築工事請負契約の締結について
- 議第90号 高富中学校運動場・総合運動場整備工事請負契約の締結について
- 議第91号 山県市公共下水道事業枝線管渠第11工区工事請負契約の締結について
- 議第92号 山県市公共下水道事業枝線管渠第12工区工事請負契約の締結について
- 日程第10 討 論
- 議第89号 高富中学校プール改築工事請負契約の締結について
- 議第90号 高富中学校運動場・総合運動場整備工事請負契約の締結について
- 議第91号 山県市公共下水道事業枝線管渠第11工区工事請負契約の締結について

- 議第92号 山県市公共下水道事業枝線管渠第12工区工事請負契約の締結について
- 日程第11 採 決
- 議第89号 高富中学校プール改築工事請負契約の締結について
- 議第90号 高富中学校運動場・総合運動場整備工事請負契約の締結について
- 議第91号 山県市公共下水道事業枝線管渠第11工区工事請負契約の締結について
- 議第92号 山県市公共下水道事業枝線管渠第12工区工事請負契約の締結について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報第8号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について
- 日程第4 報第9号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について
- 日程第5 議第89号 高富中学校プール改築工事請負契約の締結について
- 日程第6 議第90号 高富中学校運動場・総合運動場整備工事請負契約の締結について
- 日程第7 議第91号 山県市公共下水道事業枝線管渠第11工区工事請負契約の締結について
- 日程第8 議第92号 山県市公共下水道事業枝線管渠第12工区工事請負契約の締結について
- 日程第9 質 疑
- 報第8号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について
- 報第9号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について
- 議第89号 高富中学校プール改築工事請負契約の締結について
- 議第90号 高富中学校運動場・総合運動場整備工事請負契約の締結について
- 議第91号 山県市公共下水道事業枝線管渠第11工区工事請負契約の締結について
- 議第92号 山県市公共下水道事業枝線管渠第12工区工事請負契約の締結について

ついて

日程第10 討 論

- 議第89号 高富中学校プール改築工事請負契約の締結について
議第90号 高富中学校運動場・総合運動場整備工事請負契約の締結について
議第91号 山県市公共下水道事業枝線管渠第11工区工事請負契約の締結について
議第92号 山県市公共下水道事業枝線管渠第12工区工事請負契約の締結について

日程第11 採 決

- 議第89号 高富中学校プール改築工事請負契約の締結について
議第90号 高富中学校運動場・総合運動場整備工事請負契約の締結について
議第91号 山県市公共下水道事業枝線管渠第11工区工事請負契約の締結について
議第92号 山県市公共下水道事業枝線管渠第12工区工事請負契約の締結について

出席議員（22名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 吉田茂広君 | 2番 | 尾関律子君 |
| 3番 | 横山哲夫君 | 4番 | 宮田軍作君 |
| 5番 | 田垣隆司君 | 6番 | 村瀬隆彦君 |
| 7番 | 武藤孝成君 | 8番 | 河口國昭君 |
| 9番 | 影山春男君 | 10番 | 後藤利弘君 |
| 11番 | 谷村松男君 | 12番 | 横山善道君 |
| 13番 | 寺町知正君 | 14番 | 渡辺政勝君 |
| 15番 | 中田静枝君 | 16番 | 藤根圓六君 |
| 17番 | 村橋安治君 | 18番 | 藤垣邦成君 |
| 19番 | 小森英明君 | 20番 | 村瀬伊織君 |
| 21番 | 大西克巳君 | 22番 | 久保田均君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	助役	嶋井勉君
教育長	小林囿之君	参与兼会計事務局長	垣ヶ原正仁君
総務部長	林宏優君	市民環境部長	長屋義明君
保健福祉部長	室戸弘全君	産業経済部長	松影康司君
基盤整備部長	長野昌秋君	水道部長	梅田修一君
消防長	高橋信夫君	教育次長	土井誠司君
総務部次長	田中公治君		

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	舩戸時夫	書記	高橋幸弘
書記	堀達也		

午前10時00分開会

議長（久保田 均 君） ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達していますので、平成18年第3回山県市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（久保田 均 君） 日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第81条の規定により、議長において、6番 村瀬隆彦君、18番 藤垣邦成君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

議長（久保田 均 君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均 君） 異議がありますので、会期については、本日1日とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（久保田 均 君） お座りください。起立多数であります。よって、会期については、本日1日と決定をいたしました。

日程第3 報第8号から日程第8 議第92号まで

議長（久保田 均 君） 日程第3、報第8号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について、日程第4、報第9号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について、日程第5、議第89号 高富中学校プール改築工事請負契約の締結について、日程第6、議第90号 高富中学校運動場・総合運動場整備工事請負契約の締結について、日程第7、議第91号 山県市公共下水道事業枝線管渠第11工区工事請負契約の締結について、日程第8、議第92号 山県市公共下水道事業枝線管渠第12工区工事請負契約の締結について、以上6議案を一括議題といたします。

事務局、朗読願います。

（事務局朗読）

議長（久保田 均 君） 平野市長に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

市長（平野 元君） 皆様、おはようございます。

本日は、平成18年第3回臨時会を招集しましたところ、御多忙の中、御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、先般の梅雨前線による大雨につきましては、全国的に多くの被害をもたらしました。被災者の方々に謹んでお見舞いを申し上げます次第でございます。幸い、本市におきましては、小規模な山崩れなどが発生いたしましたが、現在のところ人的被害等はありませんでしたので、その点、御報告申し上げます次第でございます。

次に、来る8月6日の日曜日には、土岐市で開催されます第55回岐阜県消防操法大会に、本市消防団の第五分団が出場されますことになっております。先般は、議員各位にも御出席いただき、激励の会を催しましたが、出場される選手の技量のすばらしさを感じたところでございます。また、本市消防団員や多くの関係者の力強いサポートに感謝いたしておりますとともに、当日は、日ごろの訓練の成果を遺憾なく発揮して、立派な成績を残していただけるものではないかと期待をいたしているところでございます。

また、同日には、山県市の夏の風物詩となりつつあります、いじら湖の夏祭りもございます。多くの皆様の御参加を得て、盛大に実施されることを祈念申し上げます次第でございます。

さて、本日提案しております議案は、専決処分案件2件、契約案件4件の計6案件でございます。これから、これら議案の概要につきまして、順次御説明を申し上げます。

報第8号 損害賠償の額を定めることについての専決処分につきましては、本年5月25日、山県市徳永地内の国道418号線上で発生した交通事故に関するものでございまして、賠償額は、相手方の損害額3,355円とし、地方自治法第180条第1項の規定に基づいて、本年7月12日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報第9号 損害賠償の額を定めることについての専決処分につきましては、本年5月30日、山県市クリーンセンター駐車場において発生した交通事故に関するものでございまして、賠償額は、相手方の損害額35万1,533円とし、地方自治法第180条第1項の規定に基づいて、本年7月12日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

なお、以上2件につきましては、損害賠償金につきましては、自動車損害共済金として全額補てんされるものでございます。

続きまして、議第89号 高富中学校プール改築工事請負契約の締結につきましては、当該工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び山県市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本工事は、高富中学校改築事業の二期工事分として、校舎の西側の校地敷地内にプールを建設するものでございまして、25メートル、6コースのプールと管理棟、そして校舎とプールを結ぶ連絡橋の整備を行うものでございます。

入札の方法としましては、指名競争入札とし、7月4日、10社を指名して実施いたしました。最低価格入札者である岐建株式会社と、契約金額2億685万円で契約を締結しようとするものでございます。

次に、議第90号 高富中学校運動場・総合運動場整備工事請負契約の締結につきましては、当該工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び山県市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本工事は、旧校舎の跡地を利用し、中学校の運動場と総合運動場の一体的な整備を行うとするものでございます。中学校の運動場につきましては、400メートルトラック6レーンと全天候型100メートル直線コースの確保、部室と倉庫の整備等を行うもので、総合運動場につきましては、グラウンドを拡張いたしまして、観覧席、テニスコート5面、管理棟の整備、照明設備の移設などを行うものでございます。

入札の方法といたしましては、指名競争入札とし、7月4日、10社を指名して実施しました。最低価格入札者である株式会社鴻池組岐阜営業所と、契約金額2億9,820万円で契約を締結しようとするものでございます。

次に、議第91号 山県市公共下水道事業枝線管渠第11工区工事請負契約の締結及び議第92号 山県市公共下水道事業枝線管渠第12工区工事請負契約の締結につきましては、公共下水道の枝線管渠整備の工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び山県市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

第11工区の枝線管渠につきましては、推進工法による施工延長1,096.6メートル、開削工法による施工延長1,412メートルの布設であり、工事箇所は阿原地内と京ヶ洞地内の一部地域でございます。

また、第12工区の枝線管渠につきましては、推進工法による施工延長860.1メートル、開削工法による施工延長2,298.8メートルの布設であり、工事箇所は鴻ヶ池地内と向イ地

内でございます。

入札の方法といたしましては、指名競争入札とし、両工区とも、7月18日、18社を指名して実施いたしました。最低価格入札者とそれぞれ契約を締結しようとするもので、第11工区は大日本土木株式会社と契約金額1億6,474万5,000円で、第12工区は株式会社奥村組岐阜営業所と契約金額1億8,648万円で契約を締結しようとするものでございます。

以上、今般上程しました議案の概要につきまして御説明を申し上げましたが、工事につきましては、いずれも今年度中に完成させるため、早急に契約する必要があると考えております。十分な御審議を賜りまして、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（久保田 均 君） 市長の提案説明が終わりました。

日程第9 質疑

議長（久保田 均 君） 日程第9、これより報第8号から議第92号までの質疑を行います。

発言をどうぞ。

寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、中学校のプールの関係と、下水の関係の契約関係ですけど、議案資料を詳しくいただいてありがたいと思うんですが、まだ時間がなくてよく見ていません。それで確認したいんですけど、まず、議案資料の中で、請負金額の横に請負率というふうにパーセントが出ていますけど、これの定義づけをちょっと確認したいということですね。それと、通常請負率、それから入札率という言葉もあるんですけど、入札率はここに書いていないんですけど、書いてない理由と、実際のこの3つの契約の入札率はどういうふうなんでしょうか。

議長（久保田 均 君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 請負率につきましては、設計金額に対します落札価格でございます。分母に設計金額、分子に落札価格が入ります。それと、入札率でございますが、一般的には落札率になるのではないかとと思いますが、これにつきましては、設計金額が予定価格に変わるものでございます。そういった形で認識しておりますけれども。

13番（寺町知正君） 各事業ごとの率。

総務部長（林 宏優君） 事業ごとの率でございますか。そうしますと、中学校のプールの改築工事につきましては、設計金額がここにも書いてございますように、設計金額

に対する請負率は94.3%でございます。正確には94.25でございますが、四捨五入しまして、94.3%と明記されております。落札率につきましては、99.49%でございます。

ほかのものもですか。

中学校の運動場と総合グラウンドにつきましては、請負率が91.9%でございます。落札率は98.95%でございます。公共下水につきましては、公下工の3につきましては、92.8%及び97.69%でございます。公下工の4につきましては、91.6%と96.52%でございます。

以上でございます。

議長（久保田 均 君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） それぞれの指名業者というのを見ていって、横に並びさせる、聞く時間がなかったんですけども、業者の便宜が何だかわからないけれども、最初、ひょっとして同じ日にやったのかなと思ったんですが、今の提案説明ですと、学校関係は7月8日で、下水が7月18日ということによろしいわけですね、違う日に行ったということで。市長の提案説明では、7月8日が学校関係、7月18日が下水関係と、それでいいですね。同じような業者、実際見ても一部重なっているの、同じ日に行ったのかなと確認したかったのですが、その必要はないです。

それで思うんですけど、この議案資料に入札日を書いてほしい。そうすると、そもそもやっぱりいつ入札があったかがわかるということのを思いましたので、検討してほしいということが1点。

それから、もう一つ、すべて指名競争入札ということ。額がすべて1億、2億、3億と非常に大きいわけですけども、これだけの額なら、今はもう一般競争入札の方向じゃないかというふうに思うんですが、以前も聞きました。それで、検討するとも聞いたんですが、今回すべて指名競争入札になった理由、市の考え方ですね、その点はどういうふうでしょうか。

議長（久保田 均 君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 1点目の、入札日の明示につきましては、検討させていただきたいと思います。

次に2点目の、指名の考え方でございますが、一般競争入札につきましては、山県市一般競争入札実施要綱がございまして、土木工事につきましては7億円以上、それから建築工事につきましては10億円以上、設備工事につきましては5億円以上という形で要綱が定められておりますので、その要綱に従いまして、今回の場合は指名競争入札としたわけでございます。

前回、一般競争についての実施につきまして検討させていただきますと申しましたのは、金額が少ないものにつきまして、特別、特殊な事情があるような場合ということで、そういった場合につきましても、この一般競争による方法ではどうかという御質問がございましたので、その点について検討させていただいたわけですが、そうした基本的な考え方は、あくまでも、一般競争と指名競争入札は従来と同じような考え方で行っていきたいということを思っています。

特に、一般競争にいたしますと、非常に広くから公募するわけですが、特殊な事情等もございまして、後のメンテナンス等もろもろの諸条件を考えますと、従来のような指名競争入札でいいのではないかと考えております。

以上でございます。

議長（久保田 均 君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 今の、一般じゃなくて指名でいいのではないかと、まあ要綱もあるからということでしたけれども、ごくごく小さい額だとか地域密着型の工事だとか、それについては確におっしゃるようなことが言えなくもないと思うんですが、今回のように、広範で、しかも全国どこでもやっている同種の事業なんですね。その場合には、やはり全国に声をかけていいのではないかと。例えば、美山の中学校でもそうですよね。コンペという形で、別に地域制限もかけていないし、応募したところは広く出てくる可能性を承知でやったわけでしょう。今、行政とはそういう方向にあるので、その検討結果として、もう従来と同じ方向でいくという結論を言われましたけど、それはやっぱり修正されるべきではないかと思うんですが、その点。

それと、もう一点ですけど、臨時議会は市長、通常議会もそうです、市長が招集ですよ。今日みたいに複雑な内容のものについて、資料を朝来てぱっと見て、内容まで判断するのは非常に困難なんです。ですから、市長が提案するときは、既に議案も固めているし、いなければ招集できないわけですし、資料もあるわけですから、同時に、招集通知と一緒に議員のもとに送っていただきたいんですけど、それはできないのかということ、あるいは今後してはどうかということ、その点はいかがでしょう。

議長（久保田 均 君） 林総務部長。

〔発言する者あり〕

13番（寺町知正君） 適切な答弁者が答えてくれると思います。

総務部長（林 宏優君） 指名競争入札、一般競争入札につきましては、庁内で設けております指名委員会で検討した結果、先ほどのような形の答弁をさせていただきました。

それから、2つ目の、資料の事前配付でございますが、今のこの、特に臨時会等の議

案の作成等から見ておりますと、まだ告示の段階ではそういった資料が出てきていないような現実でございます。今回のこの資料につきましても、具体的にそれぞれ手直し等も行い……。

〔発言する者あり〕

総務部長（林 宏優君） 事前配付につきましては、今回も議会運営委員会にお諮りをして、配付しないということで決定いただいております。そういった形で、配付はいたしておりません。

議長（久保田 均 君） 暫時休憩をいたします。

午前10時27分休憩

午前10時28分再開

議長（久保田 均 君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

中田静枝君。

15番（中田静枝君） 今回のこの4つの工事請負契約についてですけれども、入札にかかわって、積算根拠というか見積書みたいなものは各事業者から出してもらってみえるのでしょうか。

議長（久保田 均 君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 積算見積もりはとっておりません。

議長（久保田 均 君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 多分これまでも、見積書はどうもとらないでいつも入札が行われてきたのではないかなというような感触を持っているわけですが、こういうふうに入札が行われても、その落札結果が、果たして本当にちゃんとした工事をやってもらえる、そういう内容かどうかというのをどうやって判断するのかなということで今までも疑問に思っていたことなんですけれども、そこら辺をやっぱり、積算見積もりをきちんと見ることによって確かめることが市の方としてはできるのではないかと私は思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（久保田 均 君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） それぞれの業者の信用力でございますけれども、そのことにつきましては、積算見積もりでそういった信用力をはかるものではございませんので、国とか県が出しております経営規模等の評価結果通知書によります経営審査総合評点、これがそれぞれの業者の評価といたしますか力関係でございます。そういったことによ

り、その工事が正確に行われるか、また、そういった実績がある業者なのか、そういった全体的な評点からの指名によりまして業者を選択いたしておりますので、決して、見積もりによってその工事の内容を確認することですとか、正確な工事がされるべきものであるかということについては、そういった観点で見るとは思いません。

以上でございます。

議長（久保田 均 君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） だけど、実際には、どんな材料がどういうふうに使われてとかという細かいことまできちんと調べると、発注する側としての、そういう仕事がやっぱりそこで本当はなされるべきだというふうに私は考えるわけですけど、そういうことがやっぱりできないんじゃないですか、見積もりがきちんと出ていない場合には。執行部として、そこら辺で、それは業者を信頼するということはあるかもわかりませんが、今まで、例えば今の高富中学校の20年ほど前に建てられた建物についての強度とかなんとかが大変問題になりましたけれども、そういうようなことが結局後で問題として出てくるということにもつながるんじゃないかというふうに思いますので、執行部としては、そこら辺の責任を果たしていくためにも、見積もりをやっぱりきちんと出させていくという方向で今後は考えていくべきではないかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（久保田 均 君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 工事の着工に伴いまして、施工計画書ですとか材料使用承認書などを、着工に伴いまして、契約をした後にそういったものにとりますので、先ほどのような観点でのその疑問点は、そこで払拭されるということをおもっています。

以上でございます。

議長（久保田 均 君） ほかにございませんか。

小森英明君。

19番（小森英明君） 質疑ではないけれど、下水道の中で、11工区と12工区と、7月18日に行われているわけですが、そのときに4工区も入札がされておるわけですけど、これは、1億円未満で議会の議決の必要がないから記載されていないわけかどうか、ちょっとお聞きします。

議長（久保田 均 君） 暫時休憩をいたします。

午前10時33分休憩

午前10時33分再開

議長（久保田 均 君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（久保田 均 君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 今御質問のとおり、予定価格が1億5,000万以下でございますので、今回は2件の提出でございますが、そのほかに2つの工区が同時に入札されております。

19番（小森英明君） わかりました。

議長（久保田 均 君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均 君） 質疑はないものと認めます。

これをもちまして、報第8号から議第92号までの質疑を終結いたします。

報第8号及び報第9号の損害賠償を定めることについての専決処分については、地方自治法第180条第2項の規定による報告案件ですので、御承知おきをお願いいたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議第89号から議第92号までは、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均 君） 異議なしと認めます。よって、議第89号から議第92号までは、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第10 討論

議長（久保田 均 君） 日程第10、これより議第89号から議第92号までの討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均 君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均 君） 討論はないものと認めます。

これをもちまして、議第89号から議第92号までの討論を終結いたします。

日程第11 採決

議長（久保田 均 君） 日程第11、ただいまから採決を行います。

議第89号 高富中学校プール改築工事請負契約の締結について、本案を原案のとおり

可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均 君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議第90号 高富中学校運動場・総合運動場整備工事請負契約の締結について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均 君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議第91号 山県市公共下水道事業枝線管渠第11工区工事請負契約の締結について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均 君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議第92号 山県市公共下水道事業枝線管渠第12工区工事請負契約の締結について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均 君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（久保田 均 君） これをもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて会議を閉じ、平成18年第3回山県市議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。ありがとうございました。

午前10時37分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山 県 市 議 会 議 長 久 保 田 均

6 番 議 員 村 瀬 隆 彦

18 番 議 員 藤 垣 邦 成